

南部町児童生徒文化活動・スポーツ振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、当町児童生徒の文化・スポーツ活動を振興し、健全な人材育成を図るため、町外で開催される各種大会等への出場に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(交付対象となる大会)

第2条 補助金の交付対象となる大会等は、審査会、地区予選大会、選考会、ランキング等の選抜手続きを経て出場した県大会以上の大会等とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、町内に住所を有し、文化・スポーツ活動の一環として、前条に規定する大会等に選手として出場する小学校児童及び中学校生徒とする。

2 前項の規定による大会等においても、南部町スポーツ少年団及び町内児童文化活動団体並びに学校管理下の部活動として参加する小学校児童及び中学校生徒はこの要綱の対象としない。

(対象となる事業経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、南部町児童生徒文化活動・スポーツ振興補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。なお、申請者は、交付対象者の保護者とする。

- (1) 南部町児童生徒文化活動・スポーツ振興補助金計算書（様式第2号）
- (2) 前号に係る領収書等の支出が分かるものの写し
- (3) 出場した大会等の開催日、開催場所及び概要が分かる書類
- (4) 大会参加者がその大会等に出場したことを証する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、参加した大会等が終了した日から起算して2ヵ月を経過する日又は参加した大会等が終了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、南部町児童生徒文化活動・スポーツ振興補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき

2 町長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したものに対し、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。